

事務連絡  
令和6年4月16日

障害福祉サービス事業者 御中  
障害児通所支援事業者 御中

尼崎市法人指導課長

### 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に基づく減算の実施に係る算定届の提出について

厚生労働省の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（令和6年2月6日付）」で示されたとおり、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に基づき、下記の項目について新設及び見直しを実施されます。

つきましては、下記の項目に関して所定の措置を講じており減算に該当しない場合、算定届等にて「適用なし」と申告して下さい。

また、所定の措置を講じておらず減算に該当する場合、算定届等にて「適用あり」と申告して下さい。減算対象であるにも関わらず、「適用あり」との申告がなかった場合、令和6年4月分から過誤調整あるいは返還の対象となるため、ご注意ください。

※下記の項目以外の加算等の取得にあたり、すでに算定届（様式第5号）等の提出により当該項目について申告をしている場合、本様式での申告は不要です。

#### <新設及び見直しがされた項目>

内容の見直し	身体拘束廃止未実施減算
新設	虐待防止措置未実施減算
	業務継続計画未策定減算
	情報公表未報告減算

※各項目に関する概要は別添の参考様式をご確認下さい。

## 1 提出期限

令和6年4月30日（火曜日）

## 2 提出書類

・算定届（様式第5号の2【令和6年4月適用 未実施減算用】）

・算定届の別紙（様式第5号の2の別紙【令和6年4月適用 未実施減算用】）

※提出書類は本通知文に添付している様式を使用してください。なお、本様式は下記ページにも掲載予定です。指定にかかる各種様式のページには掲載していませんのでご注意ください。

・尼崎市のホームページ(令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等について)(ID:1036494)

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/ziritu/1004198/1036494.html>

## 3 提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町 1-23-1 北館 3階

尼崎市 福祉局 法人指導課 障害事業所指定担当

### 【令和6年度報酬改定に関する情報の掲載について】

省令・告示や障害者総合支援法及び障害福祉法関係通知、報酬改定に関するQ&A等は、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページよりご確認ください。

(留意事項)

加算の届出様式は厚生労働省及びこども家庭庁が掲載しているものではなく、尼崎市ホームページに掲載している様式を使用して下さい。

・厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html)

・こども家庭庁ホームページ

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

※報酬改定に関する質問が殺到することが予想されますので、ご質問はFAXにてお願いします。順次対応いたしますので、お時間いただく旨ご了承ください。

以 上

尼崎市法人指導課

(障害事業所指定担当) TEL 06-6489-6522

FAX 06-6482-3512